

母子保健等栄養士業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部母子保健課において母子保健等栄養士業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員で、業務名は次のとおりとする。

(1) 代替栄養士

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の健康診査に関すること

(2) その他栄養士業務に関すること

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。

業務名	曜日・区分	勤務時間	休憩時間
代替栄養士	午前	午前8時45分から 正午まで	/
	午後	午後12時45分から 午後4時まで	

(2) 業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間帯を変更することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。